

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社北國フィナンシャルホールディングス		コード	7381
提出日	2025/5/30		異動（予定）日	2025/6/13
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	宇田 左近	社外取締役	○	△									△				有
2	芳賀 文彦	社外取締役	○									○					有
3	原田 喜美枝	社外取締役	○												○		有
4	北原 道夫	社外取締役	○									△				新任	有
5	小宮山 榮	社外取締役	○												○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	<p>宇田氏は、2023年6月まで株式会社ビジネス・ブレークスルーの取締役を務めておりました。当社は、同社より社内研修のサポートを受けており、手数料等の支払いがあります。また、当社役職員の一部は、同社が運営する研修プログラムの受講、ビジネス・ブレークスルー大学・大学院へ入学しており、その際の受講料、学費の一部を当社より役職員へ補助しておりますが、それらの金額が当社の直近決算期における経常収益または経常費用の額に占める割合は僅少です。</p> <p>また、宇田氏は2023年2月まで当社連結子会社である株式会社CCイノベーションの社外取締役を務め、2023年3月よりアドバイザーを務めています。アドバイザー契約による業務報酬等の支払いがありますが、当社が定める社外取締役の独立性に関する判断基準に該当するものではありません。</p> <p>なお、宇田氏と当社連結子会社である株式会社北國銀行との取引は一般預金者としての取引のみであります。</p>	<p>当社は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、宇田氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。</p> <p>当社および当社連結子会社である株式会社北國銀行、株式会社CCイノベーションと宇田氏本人および株式会社ビジネス・ブレークスルーの取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、概要の記載を省略しております。宇田氏が有する経験および幅広い見識により、当社グループの業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、当社グループの経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、東京証券取引所が定める独立役員として選任しております。</p>
2	<p>芳賀氏は、2021年8月まで日本アイ・ビー・エム株式会社の執行役員を務めておりました。当社連結子会社である株式会社北國銀行は、日本アイ・ビー・エム株式会社へ法人インターネットバンキングシステムの基盤運用等を委託しており、委託料等の支払いがありますが、その金額が株式会社北國銀行の直近の決算期における経常収益または経常費用の額に占める割合はいずれも僅少です。</p> <p>2022年12月までキンドリルジャパン株式会社の専務執行役員を務め、その後、同社のシニア・エグゼクティブを務めております。同社と当社連結子会社である株式会社北國銀行は、2024年7月までの法人インターネットバンキングの障害監視、運用の委託に係る委託料等の支払いがありました。その金額が株式会社北國銀行の直近決算期における経常収益または経常費用の額に占める割合はいずれも僅少です。</p> <p>また、芳賀氏は宮銀デジタルソリューションズ株式会社の代表取締役社長を務めています。2023年10月から現在に至るまで同社に対して当社連結子会社である株式会社デジタルバリューによりシステム開発の支援に係る委託料の支払いがありますが、その金額が株式会社北國銀行の直近決算期における経常収益または経常費用の額に占める割合はいずれも僅少です。</p> <p>芳賀氏は2024年6月より当社のアドバイザーを務めています。アドバイザー契約による業務報酬等の支払いがありますが、当社が定める社外取締役の独立性に関する判断基準に該当するものではありません。</p> <p>なお、芳賀氏と当社連結子会社である株式会社北國銀行との取引は一般預金者としての取引のみであります。</p>	<p>当社は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、芳賀氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。</p> <p>当社ならびに当社連結子会社である株式会社北國銀行および株式会社デジタルバリューと芳賀氏本人、日本アイ・ビー・エム株式会社、キンドリルジャパン株式会社ならびに宮銀デジタルソリューションズ株式会社の取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、概要の記載を省略しております。芳賀氏が有する経験および幅広い見識により、当社グループの業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、当社グループの経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、東京証券取引所が定める独立役員として選任しております。</p>
3	該当なし	<p>当社は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、原田氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。</p> <p>当社連結子会社である株式会社北國銀行と原田氏本人との間に銀行取引がありますが、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、概要の記載を省略しております。原田氏が有する経験および幅広い見識により、当社グループの業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、当社グループの経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、東京証券取引所が定める独立役員として選任しております。</p>

4	<p>北原氏は、2022年3月までいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役を務めておりました。当社連結子会社である株式会社北國銀行は、いおいニッセイ同和損害保険株式会社とは、預金等の経常的な取引及び代理店契約がありますが、その金額が株式会社北國銀行の直近の決算期における経常収益または経常費用の額に占める割合はいずれも僅少であります。</p> <p>なお、北原氏と当社連結子会社である株式会社北國銀行との取引は一般預金者としての取引のみであります。</p>	<p>当社は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、北原氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。</p> <p>当社連結子会社である株式会社北國銀行と北原氏本人、いおいニッセイ同和損害保険株式会社の取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、概要の記載を省略しております。北原氏が有する経験および幅広い見識により、当社グループの業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、当社グループの経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、東京証券取引所が定める独立役員として選任しております。</p>
5	該当なし	<p>当社は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、小宮山氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。</p> <p>当社連結子会社である株式会社北國銀行と小宮山氏本人との間に銀行取引がありますが、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、概要の記載を省略しております。小宮山氏が有する経験および幅広い見識により、当社グループの業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、当社グループの経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、東京証券取引所が定める独立役員として選任しております。</p>

#### 4. 補足説明

・原田喜美枝氏の戸籍上の氏名は、原喜美枝であります。

<当社が定める社外取締役の独立性に関する判断基準>

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客觀性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えております。

当社では、社外取締役の独立性基準を以下の各要件に該当しないものと定め、社外取締役（候補者を含む）が各要件に該当しない場合、「独立」社外取締役に該当するものといたします。

1. 当社又は当社の子会社等において前10年内に業務執行者であった者（※）
  2. 当社又は当社の子会社等を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
当社又は当社の子会社等の主要な取引先又はその業務執行者
  3. 弁護士、公認会計士又は税理士、その他コンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又は当社の子会社等から年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
  4. 当社又は当社の子会社等から1,000万円以上の寄付又は助成を受けている組織の関係者
  5. 当社の株式を10%以上保有する大株主又は当該主要株主が法人である場合には、当該主要株主はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
  6. 当社又は当社の子会社等の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
  7. 当社又は当社の子会社等の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
  8. 過去3年間において、上記2から7までのいずれかに該当していた者
  9. 前各号に該当する者の配偶者又は二親等以内の親族
  10. 前各号の定めにかかる、その他、一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者
- ※ 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役員、重要な使用人をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。